家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業助成金交付要綱

(制定) 平成25年6月17日付25都環公総地第413号理事長決定 (改正) 平成25年9月18日付25都環公総地第774号理事長決定 (改正) 平成26年3月28日付25都環公総地第1581号理事長決定 (改正) 平成27年6月24日付27都環公総地第431号理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業実施要綱(平成25年5月1日 付25環エ分第4号及び平成26年3月27日付25環エ分第38号。以下「実施要綱」という。)第5 3に基づき、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が東京都(以下「都」という。)の委託を受け事務を執行する家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(以下「本事業」という。)における助成金(以下「本助成金」という。)の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱の例による。

(助成対象者)

- 第3条 本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、実施要綱第4 1に定める者のうち次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - 一 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。
 - ア 次条に定める助成金の交付対象となるシステム(以下「助成対象システム」という。)を所有し、 住宅に設置する個人又は法人(ウの場合を除く。以下「所有者」という。)
 - イ 所有する助成対象システムを他の者の住宅に設置するため、当該住宅の所有者等に貸与する個 人又は法人(以下「貸与者」という。)
 - ウ 助成対象システムが建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第2項の 区分所有者の全員の共有に属する場合にあっては、同法第25条第1項の管理者又は同法第47条 第2項の管理組合法人(以下「区分所有代表者」という。)
 - 二 国が平成23年度以降に実施する補助事業におけるHEMS又はMEMSとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が補助対象機器に登録したエネルギー管理システム又は同等程度の性能を持つもので公社が認めるエネルギー管理システムが、第8条の交付申請を行うときまでに導入された住宅において、助成対象システムを設置する者であること。
 - 三 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。
 - 四 助成対象システムから供給される電力を使用する住宅(以下「助成対象住宅」という。)において、当該助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象システムを設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている個人又は法人(第9条第1項に規定する開発事業者等を除く。)
- 2 次に掲げる個人又は団体は、助成対象者としない。

- 一 暴力団 (東京都暴力団排除条例 (平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 二 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に 該当する者があるもの

(助成対象システム)

- 第4条 助成対象システムは、次の各号に掲げる住宅用エネルギーマネジメント推進機器であって、当該各号の要件に適合したもの(公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成事業において助成を受けたものを除く。)とする。
 - 一 蓄電池システム

 - イ そのシステムの設置に係る領収書等(以下「購買証明書類」という。)に記載された当該書類の領収日が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までのものであること。ただし、天 災地変その他助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間とすることができる。
 - ウ 都内に新規に設置されたものであること。
 - エ 未使用品であること。
 - オ そのシステムから供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用されていること。
 - 二 ガスコージェネレーションシステム
 - ア 燃料電池・コージェネレーションシステムは、国が平成24年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。
 - イ ガスエンジン・コージェネレーションシステム (コージェネレーションシステムのうち、ガスエンジンユニットで構成されるものをいう。以下同じ。)は、東京都の低 NO x・低 CO2 小規模燃 焼機器認定制度において認定された冷暖房、給湯等の用途に用いる内燃機関類であり、かつ、1台当たりの発電出力の定格値が5キロワット以上であること。
 - ウ そのシステムから供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分で使用されていること。
 - エ 前号イからエまでの要件に適合すること。
 - 三 ビークル・トゥ・ホームシステム
 - ア 国が平成24年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代 自動車振興センターにより登録されているものであり、かつ、電気自動車等の蓄電池から電力を 取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。 イ 第1号イからオまでの要件に適合すること。

四 太陽光発電システム

- ア 前各号のいずれかのシステムについての本助成金の交付申請を同時に行うこと。
- イ 前各号のいずれかのシステムが電力を供給している住宅に発電した電力を供給するシステム

であること。

- ウ 平成25年度に一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センターが実施した住宅用 太陽光発電導入支援補助金制度において助成対象システムとして登録されているもの、または太 陽光発電システムを構成するモジュールが、財団法人電気安全環境研究所(JET)もしくは国際 電気標準会議(IEC)の IECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。
- エ 次の数値のうちのいずれかが $10 \text{ kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて<math>10 \text{ kW未満であること。}$
 - ① 太陽電池の公称最大出力(助成対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。)。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格(JIS)又は IEC に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とする。k W表示とし、小数点以下第3位を四捨五入する。
 - ② パワーコンディショナの定格出力(助成対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力はJISに基づく。kW表示とする。)。
- オ 第1号イからオまでの要件に適合すること。

(助成対象経費)

- 第5条 助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次に定める経費であって、 公社が必要かつ適切と認めたものとする。
 - 一 蓄電池システム

機器費(設備機器の購入等に要する費用をいう。)

- 二 コージェネレーションシステム 機器費(設備機器の購入等に要する費用をいう。)
- 三 ビークル・トゥ・ホームシステム 機器費(設備機器の購入等に要する費用をいう。)
- 四 太陽光発電システム

機器費(設備機器の購入等に要する費用をいう。)、工事費(設置に要する工事費用をいう。)

(本助成金の額)

- 第6条 本助成金の交付額は、助成対象システムの種類ごとに、次に定める金額とする。
 - 一 蓄電池システム

購買証明書類に記載された領収日が平成25年4月1日から平成26年3月31日までのものにあっては、1システム当たり、助成対象経費の6分の1の額とする。

また、購買証明書類に記載された領収日が平成26年4月1日以降のものにあっては、1システム当たり、助成対象経費の6分の1の額、助成対象経費の2分の1の額から国の定める補助金額を控除した額、又は国の補助対象経費から国の定める補助金額を控除した額のうち、いずれか小さい額とする。

ただし、次のうち最も小さい額を上限とする。

ア 助成対象経費から、助成対象システムに対し国又は区市町村が交付する補助金の額の合計を控 除した額

- イ 助成対象住宅が戸建住宅である場合又は集合住宅である場合(助成対象システムが各住戸に設置される場合に限る。)にあっては、1戸当たり、500,000円
- ウ 助成対象住宅が集合住宅である場合(助成対象システムが各住戸に設置される場合を除く。) にあっては、500,000円に当該集合住宅の総戸数を乗じて得た額
- 二 ガスコージェネレーションシステム

助成対象経費の4分の1の額。

ただし、次のうち最も小さい額を上限とする。

- ア 助成対象経費から、助成対象システムに対し国又は区市町村が交付する補助金額の合計を控除 した額
- イ 購買証明書類に記載された領収日が平成25年4月1日から平成26年3月31日までのものにあっては、1システム当たり、225,000円とする。

また、購買証明書類に記載された領収日が平成26年4月1日以降のものにあっては、燃料電池ユニットで構成されるものについて、1システム当たり、国の補助金額として定める額の2分の1の額とする。

ガスエンジンユニットで構成されるものについて、1システム当たり、225,000円とする。 三 ビークル・トゥ・ホームシステム

助成対象経費の額にかかわらず、1システム当たり 100,000 円。ただし、電気自動車等と同時に購入する場合にあっては、1システム当たり 250,000 円。

四 太陽光発電システム

助成対象システムを構成する太陽電池モジュールのJIS又はIECの国際規格に規定されている公称最大出力の合計値、またはパワーコンディショナの定格出力のうち、いずれか小さい値(キロワットを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)に20,000円を乗じて得た額。ただし、次のいずれか小さい額を上限とする。

ア 助成対象経費から、助成対象システムに対し国又は区市町村が交付する補助金の額の合計を控 除した額

イ 199,000円

- 2 前項の助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項に定める蓄電池システム及び燃料電池ユニットで構成されるガスコージェネレーションについて、購買証明書類に記載された領収日が平成26年4月1日から平成26年6月30日までのものであり、かつ、国の補助事業における予約申請書類(記入日欄が平成26年3月31日までのもので署名捺印等のあるもの)の写しを添付の上、平成26年3月31日までに公社に交付申請を行う場合に限り、当該領収日が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの場合の助成金額を適用することができる。

(申請の受理期間、受理の停止等)

第7条 次条及び第9条の規定による助成金の交付申請は、平成25年6月28日から平成28年3月31日までの期間に行わなければならないものとする。ただし、第10条第1項の規定による事前申請を行った場合においては、平成28年4月1日から平成30年4月2日までの期間に次条及び第9条の規定による助成金の交付申請を行うことができる。また、天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間に行うものとする。

- 2 前項において、交付申請を平成28年4月1日から平成30年4月2日までの期間に行う場合、又は助成対象システムに係る購買証明書類に記載された当該書類の領収日が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間の場合にあっては、第10条第1項に定める事前申請を行うものとする。
- 3 前項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請による交付額の合計が公社 の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止する。
- 4 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請書が提出された場合は、当該申請書の中で抽選を行い、受理するものを決定する。
- 5 公社は、第2項の規定による申請書類について、予算超過日以前に受理した場合は、助成金事前申 請受理書(第17号様式)により、当該申請をした者に対し、その旨を文書で通知するものとする。
- 6 前項の規定による通知は、本助成金の交付申請の交付決定に関して、優先的な扱いを認めるものではない。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「助成申請者」という。)は、次の表の第一欄に規定する助成申請者の種類に応じて、当該第二欄に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

【表1】

第一欄	第二欄					
個人である所有者	1 家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業助成金交付申請書					
	(兼設置完了報告書)(個人用)(第1号様式)					
	第6号様式					
	3 別表1に掲げる書類					
個人に貸与する貸与者	1 家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業助成金交付申請書					
	(兼設置完了報告書)(個人(共同申請)用)(第2号様式)					
	2 第6号様式					
	3 別表1に掲げる書類					
法人である所有者	1 家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業助成金交付申請書					
	(兼設置完了報告書)(法人用)(第3号様式)					
	第6号様式					
	3 別表1に掲げる書類					
法人に貸与する貸与者	1 家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業助成金交付申請書					
	(兼設置完了報告書)(法人(共同申請)用)(第4号様式)					
	2 第6号様式					
	3 別表1に掲げる書類					

(開発事業者等による交付申請の特例)

第9条 第3条の規定にかかわらず、分譲用又は賃貸用の集合住宅が新築され、又は分譲用の複数の戸建住宅が一体的に開発される場合であって、次に掲げる要件を全て満足するときは、当該集合住宅又は当該戸建住宅(以下「新築分譲住宅等」という。)の建築を業として行うデベロッパー、ハウスメーカー、パワービルダー、工務店等の住宅供給事業者及び建築主(以下、「開発事業者等」という。)

が助成対象者となることができるものとする。

- 一 開発事業者等が助成対象システムを設置すること。
- 二 新築される集合住宅の総戸数が20戸以上又は一体的に開発される複数の戸建住宅の総戸数が20戸以上であること。
- 三 新築分譲住宅等について、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に建築基準法 (昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認済証(以下「確認済証」という。)が交付 されること。
- 四 新築分譲住宅等について、平成30年3月31日までの間に建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(以下「検査済証」という。)が交付される予定であること。
- 2 前項の規定により助成対象者になろうとする開発事業者等(以下「助成申請開発事業者」という。) は、助成対象システムを設置する前かつ確認済証の交付の日(当該交付の日が複数ある場合にあって は、当該日のうち最も遅い日)から6箇月以内に、家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業 助成金事前交付申請書(特例申請(開発事業者等)用)(第5号様式)を公社に提出するものとする。
- 3 助成申請開発事業者は、助成対象システムを設置した後かつ検査済証の交付の日(当該交付の日が 複数ある場合にあっては、当該日のうち最も遅い日)から6箇月以内に、第8条の表1に規定する書 類を公社に提出するものとする。
- 4 助成申請開発事業者が助成対象システムの所有権を新築分譲住宅等の所有者等(以下「譲受者」という。)に譲渡したときは、第12条第3号、同条第5号、同条第6号、第16条及び第17条までの規定中「助成申請者」又は「被交付者」とあるのは、「譲受者」と読み替えて、各規定を適用する。
- 5 助成申請開発事業者は、新築分譲住宅等の売買契約を行う際の重要事項説明書等に、前項に規定する内容を記載しなければならない。
- 6 助成申請開発事業者は、新築分譲住宅等の販売後、譲受者が第12条第3号、同条第5号、同条第6号、第16条及び第17条までの義務の遵守を行うよう、公社の求めに応じ、協力しなければならない。
- 7 公社は、第2項の規定による申請があった場合は、助成金の交付決定を行うに当たって優先的な扱いを行うことができる。
- 8 公社は、第2項の規定による事前申請を受理することとする場合にあっては助成金事前申請書(特例申請)受理決定書(第15号様式)により、不受理とする場合にあっては助成金事前申請書(特例申請)不受理決定通知書(第16号様式)により、助成申請者にその旨を文書で通知するものとする。

(事前申請)

- 第10条 助成対象住宅の建築主(確認済証に記載される建築主をいう。)は、助成対象住宅について 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に確認済証が交付され、かつ、本要綱施行の 日から平成30年3月31日までの間に検査済証が交付される予定である場合に限り、平成25年6 月28日から平成28年3月31日までの間において、家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進 事業助成金事前申請書(第7号様式。以下「事前申請書」という。)及び第6号様式を公社に提出す ることができる。
- 2 前項の事前申請は、助成金の交付申請の受理及び交付決定に関して、優先的な扱いを認めるものではない。

(手続代行者)

- 第11条 助成申請者は、第8条第1項の規定による助成金の交付申請に係る手続の代行を、助成対象 システムを販売する者等に対して依頼することができる。
- 2 前項の規定により助成金の交付申請に係る手続の代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、 依頼された手続について誠意をもって実施するものとする。
- 3 公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続を遂行していないと 認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとする。

(交付の条件)

- 第12条 公社は、次条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、助成申請者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件その他必要な条件を付すものとする。
 - 一 助成申請者本人以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象システムを設置する場合には、当該建 物の全ての所有者の承諾を得ること。ただし、開発事業者等は除く。
 - 二 助成対象システムについて立地上又は構造上危険な状態にないことを確認すること。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
 - 三 助成申請者は、助成対象システムを設置する住宅における当該システム設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用に係る情報等について、都が報告を求めたときは、別に定める方法により、これに応じること。
 - 四 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する 期日までに公社に提供すること。この場合において、助成申請者は、手続代行者をして、当該資料 及び情報等を公社に提供させることができる。
 - 五 公社の指定する者が助成対象システムの稼働状況の現地調査等を行う場合は、助成申請者は、当 該現地調査等に協力すること。
 - 六 集合住宅に助成対象システムを設置した場合(助成対象システムが各住戸に設置される場合を除く。)は、助成申請者は、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。

(本助成金の交付決定及び助成額の確定)

- 第13条 公社は、第8条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けたときは、当該申請の内容 についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付 又は不交付の決定及び交付することとする場合にあっては交付すべき本助成金の額の確定を行う。
- 2 公社は、前項の決定において、本助成金を交付することとする場合にあっては助成金交付決定通知書(第13号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第14号様式)により助成申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

- 第14条 助成申請者は、前条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して1週間以内に、助成金交付申請撤回届出書(第11号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。
- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するもの

とする。

(助成金の支払)

第15条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに同項の助成申請者に対し本助成金を支払うものとする。

(管理及び報告)

- 第16条 前条の規定により本助成金の交付を受けた助成申請者(以下「被交付者」という。)は、助成対象システムについて、助成対象システムの設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、被交付者は、助成対象システムに故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- 2 法定耐用年数の期間に、助成申請者又は被交付者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更 が生じた日から30日以内に、助成申請者又は被交付者は、住宅用エネルギーマネジメント推進機器 所有者氏名等変更届(第8号様式)を公社に提出しなければならない。
- 3 法定耐用年数の期間に、助成対象システムの譲渡等(次条第1項に規定する譲渡を除く。)により 当該対象システムの所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、助成申請者又 は被交付者及び当該変更後の所有者は、住宅用エネルギーマネジメント推進機器所有者変更届(第9 号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、助成申請者又は被交付者における助 成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。

(処分の制限)

- 第17条 被交付者は、公社の承認を受けないで、助成対象システムの処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- 2 被交付者は、前項本文の承認を受けようとするときは、あらかじめ、住宅用エネルギーマネジメント推進機器処分承認申請書(第10号様式)を、公社に提出するものとする。
- 3 公社は、前項の申請を受けたときは、速やかに第1項本文の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。
- 4 被交付者は、第1項本文の承認を受けて助成対象システムの処分をして収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の全額を公社に納付しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第18条 公社は、次のいずれかの場合には、第13条第1項の規定に基づく助成金の交付決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
 - 一 被交付者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
 - 二 被交付者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又はこの

要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき。

- 三 助成対象システムに都が補助金を交付する機器が含まれていることが判明したとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに被交付者に通知するものとする。

(本助成金の返還)

- 第19条 公社は、被交付者に対し、第14条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の額が、第6条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る被交付者に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
- 3 被交付者は、第1項又は前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する 期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 4 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第12号様式)を提出しなければならない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の規定による加算金及び第21条第1項の規定による延滞金を請求した 場合に準用する。
- 6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前5項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

- 第20条 公社は、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

- 第21条 公社は、被交付者に対し、第19条第1項又は第2項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

- 第22条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金 又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成 金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納 付額とを相殺するものとする。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み 替えて、当該項の規定を適用する。

(個人情報の取扱い)

- 第23条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成申請者の個人情報については、本事業の目的を 達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、自治体等が行う住宅用エネルギー推進 機器等の設置に係る補助金その他の補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。
- 2 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成申請者が国、自治体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、自治体等と協議の上、 当該国、自治体等から収集することができる。
- 3 前2項及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成申請者の個人情報について、本人の承諾な しに、第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公 社が別に定める。

附 則(平成25年6月17日付25都環公総地第413号) (施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年9月18日付25都環公総地第774号) (施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月28日付25都環公総地第1581号) (施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月24日付27都環公総地第431号) (施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

【別表1】

	【別表Ⅰ】		助成金交付要	jāts day.			
必要書類		第8条関係				第9条関係	
		個人	個人 (共同申請)	法人	法人 (共同申請)	開発事業者等 事前申請	備考
1	助成金交付申請書(兼設置完了報告書)	0	0	0	0	0	第9条関係については、助成金事 前交付申請書(第5号様式)を使用
2	助成金事前交付申請書	0	0	0	0	_	第10条関係による事前申請の場合 のみ使用
3	助成申請者本人確認書類	0		_	-	-	①運転免許証、②健康保険証、③住民基本台帳カード、④日本国バスポート、⑤外国 人登録証明書、⑥身体障碍者手帳、⑦療 育手帳、⑥精神障害者保健福祉手帳のう ちいずれか一つの書類
4	対象システムから供給される電力を使用する住宅 (助成対象住宅)の「登記事項証明書」	0	0	0	0	_	・発行後、6か月以内のもの。 ・助成対象住宅が都内にあり、かつ 居宅等であることを確認できるもの ・第5号様式による事前申請を行っ ている場合は不要
5	対象システムの保証書	0	0	0	0	_	
6	対象システムの領収書	0	0	0	0	_	平成25年4月1日から平成30年3月 31日までの発行日のもの
7	対象システムを設置する建物及び対象システム から供給される電力を使用する住宅の全景写真	0	0	0	0	_	
8	対象システムの設置状態を示す写真	0	0	0	0	_	
9	対象システムのパッケージ型番及び製造番号(銘 板)を示す写真	0	0	0	0	_	
10	通帳·口座証明書	0	0	0	0	-	
11	HEMSの出荷証明書	0	0	0	0	_	メーカー名、製造シリアル番号がわかるもの
12	集合住宅等の総戸数が確認できる書類	0	0	0	0	0	集合住宅又は戸建住宅の集合体の場合
13	東京電力株式会社が発行する「電力受給契約のご案内」	0	0	0	0	-	太陽光発電システムを申請する場合
14	対象システムの出力対比表	0	0	0	0	-	太陽光発電システムを申請する場合
15	対象システムリース契約証明書類	_	0	_	0	-	
16	対象システム所有権者(リース事業者等) 実在証明書類	-	0	_	0	-	
17	対象システム所有権者(リース事業者等)財務諸表	-	0	_	0	-	
18	対象システム所有権者担当者(リース事業者等) 本人確認書類	_	0	_	0	-	
19	法人申請者実在証明書類	-		0	0	0	・交付要綱第9条関係については法人の場合 (①商業登記の現在事項証明書、②商業 登記の履歴事項証明書、③法人印の印鑑 登録証明書のうちいずれか一つの書類)
20	法人申請者財務諸表	_	_	0	0	0	交付要綱第9条関係については法 人の場合
21	建築基準法における「検査済証」		_	0	_	_	・交付要綱第9条による事前申請を行った 場合 ・交付日か6箇月以内のもの
22	対象システム見積書	_	_			0	
23	建築基準法における「確認済証」	_	_	_	_	0	・交付日から6箇月以内のもの
24	重要事項説明書等	_	-	_	_	0	